

報告第6号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成18年5月31日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年5月10日

足立区長 鈴木恒年

損害賠償の額の決定について
損害賠償の額の決定について、下記により処分する。

記

損害賠償額決定調書

| 専決処分年月日 | 決 定 額 | 相 手 方 | 事 件 の 概 要 |
|------------|------------|-------|---|
| 平成18年5月10日 | 2,636,360円 | | 平成16年3月11日、足立区千住東一丁目1番先道路において、公園維持管理作業車が走行していたところ、左前方路地より右折進入してきた相手方自転車が車両前面バンパーに接触し、相手方は頸椎捻挫の傷害を負った。 |